

第四十三回 参議院通信委員会會議録第十号

(三三〇)

昭和三十八年二月二十八日(金曜日)

午後一時三十二分開会

委員の異動

二月二十七日

光村 基助君

二月二十八日

柳岡 秋夫君

委員長

理事

委員

衆議院議員

國務大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政省電氣

通信監理官

郵政省電氣 岩元 巖君

通信監理官 倉沢 岩雄君

常任委員 倉沢 岩雄君

會專門員 倉沢 岩雄君

日本電信電 大橋 八郎君

話公社總裁 米沢 滋君

日本電信電 秋草 篤二君

話公社副總裁 千代 健君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社總務理事 宮崎 政義君

日本電信電 千代 健君

話公社營業局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

話公社計画局長 宮崎 政義君

日本電信電 宮崎 政義君

○委員長(伊藤頭道君) それでは、この際、理事補欠互選の件を議題といたします。

光村基助君が委員を辞任されましたため、理事一名が欠員となりました。

互選の方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(伊藤頭道君) 御異議ないと認めます。それでは、私より理事に鈴木強君を指名いたします。

○委員長(伊藤頭道君) 衆議院議員森本靖君外八名提出にかかる日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本法案について、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員安宅常彦君。

○衆議院議員(安宅常彦君) ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年八月、電信電話事業の合理的かつ能率的経営体制を確立するとともに、設備の拡充強化を促進し、サービスの改善をはかるために、公共企業体として日本電信電話公社が成立いたしました。

しかしながら、公共企業体の性格に對する理解が不十分であるため、十年以上を経過した現在、なお官営時代の制約が払拭されず、経営の自主性及び民主性の確保及び職員に對する待遇改善については種々の問題を残しております。

すなわち、経営の自主性及び民主性については、経営委員会の機能が十分生かされていない実情にあります。また、現行の予算制度は、わずかに弾力条項の発動による弾力性を与えられてはいますが、これでは公共企業体の予算としては、不適當であります。また、職員の給与はその職務の内容と責任とに応じて定めることとされ、また法律による定員の制約は受けていませんが、予算において給与総額を決定し、職員の給与及び定員が制約され、このため、拡充計画に伴う要員措置を困難にするほか、公社職員の能率向上の意欲を失わせる原因となっております。

この問題の解決のために、昭和二十九年一月には臨時公共企業体審議会の答申が、また、昭和三十三年十二月には公共企業体審議会の答申がなされており、これらの答申に依じた政府の措置は何らなされておられません。

そこで、この現状を打破するため、公社の経営の自主性及び民主性を確保するとともに、職員の待遇の改善をはかるための措置を講ずる必要があります。

現在、電信電話のサービス拡充を求め、国民の要望は、はなはだ熾烈なものがありますが、膨大な第三次拡充計画を遂行する上においても、これらの解決が前提として配慮される必要があります。

この場合、電信事業の公共性よりくる赤字は年間約百五十億に達している、公社全体のサービス提供及び拡充計画の遂行に支障を来たすおそれなしといたしません。

そこで、これに対しても政府は何らかの措置を講ずる必要があるものと言わなければなりません。

次に、この法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、経営委員会の委員は、少なくとも一名は、公衆電氣通信事業に關してすぐれた経験と識見を有する者でなければならぬこととする。同時に、経営委員会の権限を拡張し、委員の報酬も相当程度支給することとし、有能な事務局を設けて経営委員会の充実ははかり、公社の自主性及び民主性強化の一助といたしました。

第二は、公社の収支予算、事業計画及び資金計画については、郵政大臣に提出し、郵政大臣はその意見を付して国会の承認を得ることとした。

第三は、公社の電信事業につき適切な経営努力がなされたにもかかわらず損失を生じたときは、予算の範囲内で相当額を政府が交付金として交付することとした。

第四に、余裕金の運用として、国債の保有、資金運用部への預託及び銀行への預金を行なえるようにいたしました。

○委員長(伊藤頭道君) ただいまから委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、光村基助君が委員を辞任せられました。また本日、柳岡秋夫君が委員を辞任せられました。その補欠に野上元君が選任せられました。

○委員長(伊藤頭道君) それでは、この際、理事補欠互選の件を議題といたします。

光村基助君が委員を辞任されましたため、理事一名が欠員となりました。

互選の方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(伊藤頭道君) 御異議ないと認めます。それでは、私より理事に鈴木強君を指名いたします。

○委員長(伊藤頭道君) 衆議院議員森本靖君外八名提出にかかる日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本法案について、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員安宅常彦君。

なお、この法律は昭和三十九年四月一日から施行しようとするものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(伊藤道雄君) 本法案につきましては、本日は提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○伊藤道雄君 次に、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前日に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○久保等君 電話加入権質に関する法律案についてお尋ねをしたいと思います。郵政省から発行した法律案参考資料の中で、一、二最初にお尋ねしておきたいと思うのですが、これの二十八ページに書かれております「質権者別質権設定状況」というのがありますが、この中に、いろいろ質権者別の種別がずつと載っておりますが、この質権者の今までの実績を見ますと、事業協同組合というのが約半数近くを占めております。そこで、この事業協同組合というものもいろいろ種類があると思うのですが、何種類ぐらい協同組合というものがこの中に数としてあるのか、また、一体種類だけでなく現在の数がどのくらいあるのか、そういうことをちよつとお伺いしたいのですが……

○政府委員(岩元巖君) 事業協同組合、まあ種類といたしましては、特に

何種類ということも言えないと思えますが、数は二万二千五百十九でございます。これは事業協同組合でございます。

○久保等君 二万二千五百十九組合の数があるのですが、種類といつても、もちろん内容の点については、なかなか干差万別でしょうが、しかし名称で、ある特定の事業協同組合ということになると、同じような名前のものもずいぶんあるのじゃないですか。

○政府委員(岩元巖君) これは、たとえば金融業とか、あるいは業種別にいろいろあることはあるわけでございますが、その詳細については、ちよつと調べまして、後ほど……

○久保等君 それは調べればわかることですから、二万二千五百十九の数が出ていますから、おそらく共通する名称の協同組合も非常に多いのじゃないかと思つて、したがつて、それは名称の種類別のもをまた後ほどでも出してもらうように願つたいと思つて、この全体の質権者別質権設定状況の、ここに十ばかり質権者別で出ているのですが、全国的に延べにして四十六万ばかり、昭和三十三年以来の件数として累計されて出ていますが、全国を各県別に分けた数字というふうなものも、まあそこにお手元にあるかどうか知りませんが、お答え願えますか。

○説明員(千代健君) 全国の府県別のとり方は、私のほうも通信局の管内が、必ずしも県別になっておりませんが、通通信局管内別のものは……

○久保等君 それもちよつと調べればおわかりになるのでしょうか。ここで答えはもちろん願えないでしょうか。

○説明員(千代健君) 先ほど申し上げましたように、たとえば兵庫県の一部分が京都通信部に入り、兵庫県の一部分が大阪の都市関係に入っている。それからこの近くでは、茨城県の一部分が栃木の通信部に入っている。こういうこともありますので、正確なものとはちよつと……

○久保等君 そんなら、その通信部単位の――僕の言う県別というのは、通信部別というふうな御理解願つてけっこうですから、そういう形で資料でまた後日出してもらえませんか。

○説明員(千代健君) 通信局別に現に作ったものを私どものほうは持つておりますが、通信部別という、若干の時日がかかりますが、提出可能と思つたので、一応努力してみます。

○久保等君 それはそれとしてお願いして、東京都の場合、といっても、これはまた関東通信局があるわけですが、東京通信局の数はおわかりになりますか。

○説明員(千代健君) 昨年の九月末現在で、質権設定数が五万三千六百七でございます。

○久保等君 それで私は、この質権設定の問題について、基本的な問題としてお尋ねしたいと思うのですが、今度の三月三十一日で終わることになっております法律を、さらに十年間延長しようというのですが、現在、電話をつける場合に、右から左に簡単につかない。すなわち積滞数が相当膨大に上つていくというふうな状況もあつて市場価格が生まれてきたりなんかしておるといふ状況を考へて質権を設定したのだ、質権を設定することを認めただのだからということなんですが、そうす

ると、この提案をせられた趣旨は、やはり電話の需給が一応バランスのとれた状態になれば廃止をしたいという点については、はっきりした態度であるのかどうか。念を押しておきたいと思つておきます。

○政府委員(岩元巖君) 電話の需給がバランスをいたしましたして、市場価格がなくなると申しますか、下がりました。担保価値としての価値がなくなつたときに、大体需給のバランスがとれます時期に、大体そういうふうな状況になるのではないかと予想いたしております。そういう時期には、廃止するのが至当だろうと考えております。

○久保等君 もう少しはつきりひとつお答え願いたいと思うのですが、なくなるであろうとかなんとかでなく……考へ方として、現在、昭和三十七年度なら七年度に、電話の加入申し込みを行なつても、そのまま年度内につかれない。翌年度に電話の設置が繰り延べられるというふうな状態で、なかなか電話がつかない。そういう状況の中から、やみ電話価格といたつたようなものが生まれてきておる。したがつて、そういう状態で電話をつけるとなれば、簡単に右から左につくところはいいですが、そうでないところは、相当膨大なやみ金融をしてでも電話をつけなければ、電話が現実につかれないといったようなことがあつたりなんかして、質権という問題が非常に強い要望として、零細企業等の方面から出てきた経過もあるわけですから、したがつて、そういう状況が少なくともなくなつた状態では、当然こういうものでは廃止せられるということではなかりやならぬと私は思いますが、そうだとす

れば、今後の一つの見通しと方針は、はつきりしておく必要があると思つておる。それで、その需給のバランスがとれるということは、一体どういふ状態をもつて需給のバランスがとれたということになるかという判断も、これもはつきりしておく必要があると思つておる。電話の市場価格がなくなるといふことは、これは絶対にはあり得ないので、高いか安いかは別として、とにかく価格は常にあると思つておる。したがつて、どこで区切りをつけるかという問題については、よほどはつきり、立法される場合においては考へておかなければならないものである。今回のように、さらに十年という期間を、臨時措置法でありながら十年間という異例の長期の延長を行なつたという提案をしていられるのですが、単に十年という期間の問題があるのじゃないか、こういう法律を作つた理由があると思つておつた十年より早まつた、七年あるいは六年ないしは五年でそういう事態が来たとするならば、これは私は、やはり法律制定の趣旨からいへば、廃止してもよろしいということになつてくると思つておる。したがつて、どういふふうにするか、少くとも前年度申し込んだものが翌年度に繰り越されてくるというふうな状態の中で、電話のやみ価格というものが非常に高い。したがつて、そういう面から、特に強い要望が従来から出ておつた。そういう経過を考へると、少なくとも、年度内に申し込んだその年度内に電話がつけられるという状態になつ

た時期が、やはり私は、一応需給のバランスがとれたという判断をしていいのじゃないかという気はするのです。そのあたりのことはどうです。

○政府委員(岩元巖君) 大休たたいま先生のおっしゃったとおりであろうかと存じますが、私どもが今持っております資料と申しますか、将来の需給のバランスについて判断し得る資料といつたしましては、公社の五カ年計画、第三次五カ年計画に次いで第四次五カ年計画というものが想定されるわけでございまして、昭和四十七年度末において、すなわち第四次五カ年計画の末期において需給がバランスするであろうという見通しが今あるわけでございます。したがって、そういう時期においては、申し込めばすぐつくというところから、何と申しますか、電話の市場価格も非常に低くなります。また、拡充法によります加入者引受債券の制度も四十七年度末までということになっておりますが、その時期まではこの制度も続くということと、ただいまのところは考えられますので、大体四十七年度末くらいになれば担保価値としての実質的な価値もなくなるであろう。そういう意味では廃止しても差しつかえないのではないかと考えております。

○久保等君 その答弁も非常にあいまいで、やはり私はまだはつきりお答えになっていないと思うのですが、要するに、五年先とか十年先とかという話を抜きにして、需給のバランスがとれたと判断されるのはどういう状態をいうのかという私の質問なんです。もちろん、きょう申し込んだものがあつたかないという状態は、これは需給の

バランスがとれていないというものの見方もあるかもしれないが、申し込んだその年度内につけば、これは一応需給のバランスがとれたのだという考え方も成り立つと思う。また、半年くらいで申し込んでからつければ需給のバランスがとれているんじゃないかという見方もあろうと思う。だから、そこあたりを、あなた方の内部でも意識を統一しておいてもらわなければならぬ。需給のバランスということに厳密に言うならば、なかなか需給のバランスというものはとれないと思うので

す。厳密に言うならば、きょう申し込んであつたかない、一カ月も二カ月も待たされるようでは需給のバランスがとれたとはいえないのだから私は見方もあると思う。だから、そのところも、需給のバランスというものは一体どういう状態をいうのかということについて、やはり一応明確にしておく必要があると思う。それが五年先とか十年先とかということとは別です。したがって、拡充法がいつ実施される予定であるとかないとかという話を離れて、私は原則論として、一体質権設定というものは、どういう状態に對して、この質権設定によって、何と申しますか、中小企業者あたりの国民の要望にこたえていこうというのか、そういう点を明確にしておく必要があるのではないかと思う。そうしないと、ずるずると、また十年たつて、一応年度内に需給の調整がつくようになったけれども、やはり一応財産権として価値があるのでこれを存続する必要があるのだという理屈になっていく可能性も多分にあると思う。だから、どこらでどういう措置をとるのか、少なくとも

も、この法律案は、臨時立法という考え方で作られて、今度もまた臨時立法として期限を延長しようという考え方に立っているのですから、そういうことであるならば、どういう状態を目して需給のバランスがとれたと判断するのにか、これを明確にしておく必要があると思う。そうしなければ、事実上期限立法とはいえないが、ずるずると何十年でも延びていく可能性が多分にある。そういう程度のことを目して需給のバランスがとれたと判断せられるのですか。

○政府委員(岩元巖君) 需給のバランスがどういった状態においてとれたのか、これはいろいろ考え方によるのじゃないかと思つて、たとえば、申し込みまして、まあ一カ月以内につくというふうな状況、あるいは三カ月以内につく、あるいは一週間以内につき得るといふ状態、これはいろいろあるかと存じます。これは公社の工事の計画の立て方、やり方にもよるのではないかと思つて、そういうことで、一概に言いくいのではないかと私は考えておるわけでございます。したが、ただ、先ほどから問題になっております、どういった事態において廃止すべきであるかといったような考え方につきましては、需給のバランスというものは一つの大きな条件にはなるわけでございますが、需給のバランスがとれて、実質的に担保価値がなくなつたときというふうな考え方はよろしいのではないかと思つて、

と思つたこと、そのものにも根拠がない

○政府委員(岩元巖君) たとえば、電話の市価が一万円とか、二万円とかいう程度に下がって、これはどのくらい担保価値がないかということが常識として言い得るか、なかなか一概に言いくいのではないかと思つて、

○久保等君 そういうあいまいな答弁では、答弁になっていないと私は思うのですが、担保価値がなくなつたとき」といふ、そういう言葉を使つていながら、たいへん担保価値が下がつたときとか、そういうあいまいなことじゃいかぬと思うのです。どこにこの十年という期限を区切つたか、そのことについて理論的な根拠をはつきりしてもらいたい。今まで質問をせられて、質疑応答の速記録なんかで見ても、第四次五カ年計画、ここらになれば需給のバランスがとれるので、そこらをめどにして実は廃止するといふような方針に受け取れるような答弁をされておるわけ。その面からいへば、需給のバランスということに理由を求めておるようには実は私伺つておつたのです。そうしたところが、今の答弁で、必ずしもそうじゃないのだ、それも一つの理由だけれども、やっぱり

担保価値の問題が問題なんだという答弁をされておる。ところが、担保価値は経済価値がある限りそれはありますよ。それが一万円である、二万円である、こういう……。今日のような情勢からいくと、債権の値段——もちろん債券すべてがこれは担保価値にはなりませんが、その一部、利子ぐらゐの金額になりますか、それにさらに設備負担金といったようなものが根拠になると思つて、将来設備負担金の問題は、私はおそらく常識的に考えれば、ふえこそすれ——こんなもの、ただで電話をつける、一銭も金を取らずに電話をつけますという状態になり得る要素があるのですか。そういうことこそ、全く普通常識的に考えれば全然考えられないのじゃないか。だから、電話はもうただでつきます、使用料だけちょうだいしますという方針が、将来の見通しとして、十年後ぐらいにあれば、担保価値がなくなつていくという答弁も、私はある程度うなづけるのですが、そこらのところをひとつ御答弁願ひたいのです。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいまのお話でございますが、今まで申し上げました点の補足ということになります。おっしゃいますように、需給のバランスが保たれました場合と、それから担保価値の問題、二つがからみ合つてくるわけでありまして、それで、需給のバランスがとれた場合には、おっしゃいますように、現在考えられますのは、負担金と申しますか、そういう問題が残つて参ります。ただ、それは最後に残りましたその価格と、それから公社の問題は、やはり公衆通信業務を行つております公社の

事務量の問題、質権を公衆法におきまして禁止しておりましたといった点も、これは公社の事務量というものを考えてきたわけでありませう。そういった点から考慮いたしますと、やはり担保価値といった点から参りますと、今おっしゃいましたように、いつまでも続くわけでありませう。少なくとも担保価値と公社の事務量との比較較量の問題になって参ります。したがって、担保価値がなくなつてしまふまでというのではなく、非常に少額になつた担保価値の場合にはもうやめるべきであるというの、このときは、公社の事務量との比較較量において、要するに公衆電気通信事業というものが円満に、そうして公社の業務も円満にいけるということがやはり一つの問題、それから一般の加入者のほう、こういった問題とのかね合ひの問題になりますので、ただいま考えておられますのは、需給のバランスが保たれたときがやめる時期である、かように考えております。

○久保等君 全然答弁になっていないのですが、一体、需給のバランスがとれた時期というのは、どういう状態をバランスのとれた時期と判断されませうか。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいま、積滞が第三次五カ年計画が終わりまして、ときには七十数万ということを見込んでおられます。第四次におきまして大体千七百万くらいになりました場合には保たれるものと考えてまして、大体十年というものを見込んでおられるわけでありませう。

○久保等君 したがって、その計画どおりいったとすれば、四十七年度末で

すか、には需給のバランスがとれたと判断する、こういう答弁ですね。

○政府委員(淺野賢澄君) さようでございませう。

○久保等君 そうだとすれば、そういう状態は、申し込んで一週間くらいたつたらつくとか、あるいは申し込んで一カ月たつたらつくとか、そういうことは別に、年度末になって、少なくともその年度内の申し込みが翌年度に繰り越される、そういうとにかく状態でない状態が需給のバランスがとれたというふうに判断されるわけですね。

○説明員(宮崎政義君) 私から、公社の計画の面でどう考えたかというお話を申し上げたいと思ひます。

四十七年度末に、バランスというのは、計画部面では一応申し込み三カ月くらいで大体おつけできるだろうという線を一応めどとしまして計画を立てているわけでありませう。

○久保等君 そうすると、郵政当局としては、そういう、申し込んだら三カ月くらいたつと——という状態になれば需給のバランスがとれたのだというふうには、はっきりその点を私は態度をお聞きしたいと思ひます。そのところをあいまいにしておくと、需給のバランスがとれたといつてみても、非常に幅があるわけですよ。また、事実そういうものだと思うのですよ。だから、その点を明らかにしておいてもらわれないと、この場限りでの適当な答弁ということにしかならぬですよ。そういう事態になつたときに、あの法律を作つたときには何か需給のバランスということをおつたが、需給のバランスとは一体何だというようになつて、やはり右から左

に、申し込んだときにすぐつけば、これはおそろく常識的にいって、もうこれは十分だ、需給のバランスがとれたということに大体万人認めるだろうと思ひますが、やはり申し込んで二カ月も三カ月も待たすようでは、これはまだ急ぐの間に合はぬのじゃないか。したがって、やはりやみ価格というものはあるのじゃないか、現実には三カ月も四カ月もかかるようでは、それでやはり質権そのものを廃止するというような理由はないじゃないかというようなことで、そういう事態になつて

またいろいろもんちゃくが私は起こると思う。だから、将来こういう状態になつたらとにかく質権設定というものは認めないのだ、また本来電電公社法の中にも、公衆電気通信法の中にも規定されているように、この原則でいくのだ、そういった点をやはり私は明確にしておく必要があると思ひます。だから、その点どうなんですか。これは私には、大臣の答弁を願わなければならぬ基本的な方針だと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) 公衆電気通信法には、結局、質権は認めないというものであつたわけでございますけれども、現実の問題といたしまして積滞数がたくさんある、そういういわゆる中小企業の金融措置のときにそれを担保としてやる、そういうふうにして金を借りる、そういうために加入者が非常に損をする、それを、加入者の利益を守るために質権を設定いたしました。そうしまして、これまでやってきたのでございますが、まあ最初、五年たつたら大体積滞数がなくなりまして、申し込めばじきにかかるんじゃないかというふうなことで、私は五年という時限を切つたと思ひます。ございませうが、現在、数におきましても相当の積滞数がございませう。それから積滞数がいよいよなくなりませうと、今度担保価値がなくなりまして、先ほど申し上げましたように、すぐかかることになりませうれば、まあ担保価値というものはなくなりまして、加入者がいつてもかけられるということになりませうと、質権を設定する必要はないということになりませう。それが拡充法の例の十年計画でございまして、そのときになりませうたら、需給のバランスが考えられるということになりませうたら、公衆電気通信法をもとへ戻しまして、質権の設定はやらぬ。とにかく十年の時限立法ということまで今進んでおるわけでございます。

○久保等君 大臣の答弁は、私のお聞きしておる答弁になってない。私は、明確にどういふ状況を目して需給のバランスがとれたと判断するのか、そういう点をお尋ねしておるわけですよ。公社のこれから十年先の状態というの、結局、第三次、第四次の五カ年計画を終わつて、そのときには積滞数はなくなる。なくなるというの、三カ月以内には申し込みから電話がつけられるということになるから、翌年度に繰り越すといつても、三月あたりに申し込み込んだのは四月あたりにならぬとつけられないかもしれないが、とにかく年度内のもは年度内に消化できるといふ状態が一応十年後の状態だといつて答弁せられておるわけですよ。だから、そういう状態をもつてバランスがとれたと判断し、したがって、質権設定は、情勢の変化というか、状況の変

化によって必要ないというふうな判断をされるのかされないのか。そのときにやはりいってみなければならぬというふうな御答弁なんでしょうか、大臣の答弁は。

○政府委員(武田功君) 今、大臣の御答弁申し上げましたところを、少し私のほうから補足させていただきますと、先生のおっしゃる通りに、もう積滞数ゼロということが望ましいことではございませうけれども、従来からの需要の状況とか、また今後の経済の伸びやら、いろいろ考えまして、この点、お尋ねのように的確にどの時期がバランスが完全にとれてゼロだということ、なかなか申しかねるのではないと思ひます。それで、先ほど大臣が申し上げました点は、大体常識的に需給のバランスがほぼとれるというふうなふうに見られる時期、そうなりませうと、担保価値も相当激減して参る、そうすれば、大体公衆電気通信法の本旨に戻してもいい時期と見ていんじやなかろうか、大体それを拡充法のまた時限に合わせまして、拡充法の十年後というところが、まあ常識的に考えて、ほぼバランスのとれる時期といつてよくなるか、そういう意味合いかから十年に今回は延長したい、こういう意味で大臣が御答弁申し上げた次第でございませう。

○久保等君 まあ、この問題については、そこでたまたま私のこの質問に対して御相談を願う程度のお話では、はっきりした御答弁を伺えないのじゃないかと思ひます。私は、もしその点について、公社なり郵政当局なりの間の考え方の点について十分に相談せられたことがないなら、その点につい

ては少し御相談を願って、はっきりして
もらいたいと思ひます。今、官房
長の答弁せられたことも、まあ十年く
らいが適当じゃないかということを出
したのだと言われるけれども、十年先
に想定せられていた状態は、公社当局
の先ほどの御説明では、十年後は大体
こういった状態を想定していると言っ
ているのですから、その十年が適当だ
ということでの法律案を出したな
ら、この状態が実現すればこの質権設
定の事由がないからやめます、と言っ
てもらえば——十年後ぐらいが適当で
あろうということ十年後と想定をし
た、今から結果的にもちろんどうなる
かわからない、結果がどうなるかは別
として、十年後には大体こういう状態
を想定して第三次、第四次の計画を立
てるのですと言っているのですから、
当然そのときには質権設定というのは
やめるのですという、はっきりした答
弁をここで願っておかなければ、事実
が違ってくるなら別です、別ですけれ
ども、少なくとも、こういう状態を目
して需給のバランスがとれたという判
断をするのか。その解釈をはっきりし
ておいてもらわないと、聞く人、人に
よってまちまちだということでは問題
だと思ふのです。時限立法を十年延ば
したことも、いろいろ意見も異論もあ
りますが、率直にいて、一応私はそ
れを離れて、私は十年と出されたその
趣旨そのものを素直に理解し、その前
提に立って質問しているのです。そこ
ろが、十年後の状態の想定が、官房長の
言われるように、積滞がゼロになると
いうようなことは事実上は困難ですと
いう言いわけがましい説明は今のところ
必要ないですから、一体どういう状

態を見て需給のバランスがとれたとい
う判断をするのか、その考え方をば
かり言つてさえもらえたいので、あ
と、結果的に狂うか狂わないかとい
うことはわからないので、それこそ見解
の相違で話にならない。私の話している
のは、十年後で一応この臨時立法とい
うのは打ち切ろうという趣旨で出され
たと思うのです。それでは、その十年
後の需給のバランスというのはどうい
う判断をされておられるのか。そういう抽
象的なことでは済まされたいと思ふの
です。それこそ法律を作るときに、そ
ういふ点をはっきりしてもらわないと
困るので、ただものの需給のバランス
といったって、どうでも解釈がつくと
思ふのです。そういうあいまいなこと
ではいかぬと思ふのです。ここで統一
的な御答弁を願えないなら、需給のパ
ランスがとれたというのはいかぬとい
う状態です、公社が思っている需給のバ
ランスがとれたというのは、申し込ん
で大体三カ月以内に電話をつけられる
ようなら需給のバランスのとれた状態
だと判断するのだと、その点をはっき
り答弁願いたい。その点をはっきり
したい。ここで確たる答弁を願ふ必要は
ないです。だから、ただ単に答弁の
れとして御答弁願うのではなくて、責
任をもって、はっきりと、十年後なら
十年後にそれが実現できるような確信
に基づいた答弁を願うべきなのでは
ないか。ここだけの適当な言ひのよ
うな答弁ではなくて、だから、ここで
即答願えなければ、御相談願つて、
きょうでなくてはけつこうですから
そのことも含めて何か御答弁を願え
ば……。

○国務大臣(小沢久太郎君) 公社の計
画によりまして、今、積滞数がござい
ますけれども、第三次計画、第四次計
画をやりますと、いわゆる需給のパラ
ンスがとれるということになりまし
と、申し込んでから何カ月ということ
は、あるいはここですぐ言えないかも
しれませんが、まあたまたまのような
ことはございせん。じきに開通する
という、そういうような状態になりま
したら、われわれといたしましては、
公衆電気通信法のもとに戻したい、そ
ういふふうで考えて時限立法にしたい
ということでございます。

○久保等君 その答弁も、まことに無
理をして答弁されておる。答弁にな
ておらぬと思う。今よりもよくなつた
状態といういいかげんな答弁じゃ話に
ならぬです。だから、明確にこれ
は、申請が出たときに、その加入電話
の設置が何カ月以内に行けるとい
う状態を以て需給のバランスがとれた
という判断をするのか。そこらの考え
方というものは、これは電電公社と郵政当
局との間でよく御相談願つて、統一見
解をはっきり出してもらいたいと思
ふ。そうでないと、後日必ず問題を起
こします。臨時立法といわれながら、
臨時立法にあらざる結果になってしま
う。そうでなくて、永久に質権を設定
するというなら、私は賛成、反対を別
にして、立法技術としては公衆電気通
信法のところを削除するならば削除した
ほうがはつきり筋が通っている。しか
し、原則論としては好ましくないんだ
という解釈なんでしょう。だから、で
きるだけ早急に廃止したいんだと、し
かし、なかなか電話の加入申し込みに
対して右から左へ応じ切れないという
状態ですので、ここでやむを得ざる強

い要望、要請にこたえていこうとい
うので、こういう臨時立法をやったんだ
という趣旨だと思ふんです。そうなん
たらば、一体どういふ状態になつた
ならば、加入権を廃止するんだとい
うことは、想定することはできる、その
おりにばつきりいかどうかは別とし
て、理論的にはそういう想定はばつき
りできると思ふんですが、それが、
ただそこで、監理官が個人的に、ある
いは官房長が個人的にということでは
なくて、省として私は明確な御答弁を
願つておきたいと思ふ。

特にこの問題は、十年後なら十年後
の状態の中で最も問題を残す問題です
から、ここでその点については慎重に
御相談を願つて御答弁を願つてけつ
こうです。それを、大臣の言われるよう
に、今よりもよくなつた状態ですとい
う程度ではお話にならないんです。今
よりもよくなるというなら、来年あたり
でも多少よくなるんですから、来年あ
たりから廃止してもいいということに
なると思ふんです。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいま大
臣が申し上げたとおりでございます
が、同時に、先ほど公社の計画局長が
申し上げました時期をもちまして、
ちょうど十年先には需給のバランスが
保てる時期である、かように判断いた
しております。したがって、その
時期が、加入者の保護の面からも、ま
た公社の事務等を勘案いたしまし
て、ちょうど廃止する時期であると考
えまして、十年といたした次第であり
ます。

○鈴木強君 前回この点についてはか
なり時間をとつて質疑をしまして、最
終的に私は大臣の答弁で納得してお

たんですけれども、今久保委員と皆さ
んとの質疑を聞いておりますと、ちよつ
と私は疑問に感ずる点が出てきました
ので、まあ即答できないけれども、あとで
けつこうですけれども、こういうこと
になると思ふんです、需要供給のパラ
ンスがとれる時期がすなわち加入権が
担保権として価値のなくなる時代であ
る、こういうことですね。しからば、
需給のバランスのとれる時期はどうか
ということですが、私は、公社のお出
しになった電信電話補充第三次五年
計画の中にも、その基本方針で触れら
れておるように、「昭和四十七年度に
加入電話の申込には直ちに處するよう
にし、」と書いてある。したがって、
きょう申し込んで、あしたということ
は技術的に不可能であるとしても、少
なくとも、きょう申し込んだら、一週
間ぐらいには電話がつくという状況
だといふふうに、こう思つておつたん
です。ところが、きょうの公社側の
説明ですと、三カ月という言葉が出て
きた。こうなりますと、私もが今ま
でこの委員会で、四十七年末において
需給のバランスがとれるということ
は、申し込んだら直ちにつくんだと
いう、そういう考え方を述べているん
です。そうすると、かりに、十年間
これから延長することになって、昭和
四十七年末までこの法案が有効になる
としたときに、二月に申し込んだ電話
も三月に申し込んだ電話も、それは全
部翌年に繰り越して行くわけなんだ
な、今の公社の説明によると、その
間、やはり昭和四十七年の三月三十
一日にこの法案が終つても、さらにそ
の間何ぼかこの法律を一年、二年延長
しなければならぬという事態になると

私は思うんです。で、もちろんその需要というものがこれからの経済情勢やその他によって変わってくるでしょう。ですから、私はあくまでも一つの目標ではあると思うんですね。ですから、そういう目標であつても、皆さんが御苦労をされて一つの法案をお作りになったんだから、私は申し込めばすぐ電話がつくと思つておつたのに、まさか三月もたつてつくなんということは考えておりませんでした。そうすると、今言つたような矛盾が法律的に出てくると思うので、そこらをはつきりしておかなくちゃいかぬと思ひます。

○説明員(宮崎政義君) 私の言葉が足らなかつたので補足させていただきますと、三月以内ということをお願いしたのであります。直ちにということと三月以内ということとはかなり食い違つておるようにお考えをいただいたかと思ひますけれども、大体直ちに、申し込まれるとすぐ工事にかかれるだろうと、工事といつてもいろいろな段階があるものだから、最悪三月月お待たせすることもあり得るだろうということ、一応計画を立てたときには三月月以内に入るものとおつたわけでございます。補足させていただきます。

○鈴木強君 三月以内ということについては、それは一概に言えぬと思うんですね。もちろん工事の状況とか、その地域の状況とか、いろいろな、実際に工事をやっても追いつかない、間に合わない、すぐつけようとしても、そういう条件のところは、これはあると思ひますよ、私も。だから、原則として、やっぱり申し込んだら直ちにかかるといふのが原則なんでしよう。僕はそういうふうには理解してきていますよ。僕がそういうふうには理解してきていますよ。だから一律に、申し込んで、需要供給のバランスがとれる時期とはどういふことだということ聞いてきたときに、まあ申し込んで三月月だと、こういうふうには言われなかつたか。

○説明員(宮崎政義君) 以内と申し上げました。

○鈴木強君 以内ですか。以内でも、少しわれわれが理解しておつたのとは違ふのです。だから原則は、きょう申し込んだら、できるだけあしたつけてやるというような理想計画をわれわれは考えているわけですよ。だから、そういうふうな今までのプリンシプルからするとおかしなところから聞いた。以内というならわかりました。三月月以内というのは例外で、申し込んだらできるだけ早く、二日でも、五日でも、つけるようにするというのが四十七年未であるとして理解すれば、大体私は、この前言われた数字でわかるけれども、これはそれとおりでいいんですか、これは例外である、三月月というものは、特殊な、技術的に不可能な場合が三月月、今の段階ではそうだね。今後予想される条件が変わつてきたときは別で、現行のあなた方がやろうとする今の段階における考え方は、そうですね。それだけ確かめておきます。

○説明員(宮崎政義君) 今先生のおっしゃつたとおりに考えております。

○久保等君 ちよつと速記とめて……

○委員長(伊藤頼道君) 速記をとめて。

〔午後二時二十二分速記中止〕
〔午後二時四十三分速記開始〕

○委員長(伊藤頼道君) 速記を起こして。

○久保等君 それでは、先ほど来お尋ねしていることは、この場でいろいろお尋ねしてもはつきりした大臣の御答弁がいただけないようですから、十分に御相談をいただき、将来に対する一貫した方針として、やはり私はぜひこの質権に関する臨時特例法の期間延長に關連して承つておきたいと思つておつた。したがって、後日またこの問題について大臣から確たる御答弁を願ふこととして、きょうはこの法律案に對する質疑は私ひとりやめたいと思ひます。

○委員長(伊藤頼道君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長(伊藤頼道君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査を議題といたします。前日に引き続き、郵政大臣の所管事項の説明、日本電信電話公社總裁の事業概況説明に對する質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○久保等君 電々公社のほうへ主としてお尋ねしたいと思うのですが、このところ、次々と市外電話の即時化の切りかえ等を実施しておられるのですが、またこの三日あたりにも切りかえ実施をやられる計画があるように聞いておられるのですが、どういふところがこの三日の日には切りかえられるのですか。

○説明員(宮崎政義君) きょうは的確な資料を持っておりません。こまかい数については後ほどお知らせいたすことにいたします。概略どういふことをやるかということをお説明申し上げます。

名古屋にTTS交換機、市外中継交換機が工事中でございますが、これが完成いたしますので、名古屋のTTS交換機を利用いたしまして、全国——東京、関東、信越、東海、近畿、中国、四国、東北に關連して、大体仙台、東京、大阪にはTTS交換機が入つておられますので、このTTS交換機を利用いたしまして、約三千五百区間の自動即時を実施いたしたいと思つておられます。

○久保等君 三千五百区間の自動即時というお話でしたが、自動即時は……

○説明員(宮崎政義君) 自動即時にいたしますが区間が八十四区間でございまして、その中に管外にわたりますのは、東京から沼津、三島、伊豆長岡に向かう三区間でございまして、残りの八十一区間は、それぞれの管区間の自動即時でございます。

○久保等君 そうすると三千五百というのは、いつからいつまでの期間の話ですか。

○説明員(宮崎政義君) 三月三日にやるわけです。

○久保等君 それでお尋ねしますが、最近やられておるこの切りかえ措置については、ほとんど非組合員の手でやられておるようですが、そうですね。

○説明員(秋草篤二君) ごく最近、御案内のように、東京——大阪間の自動即時が行なわれたわけでございまして、これに對処いたしましたは、一應労働

組合と何回となく団体事項については話し、そのほか、意見の聴取あるいは説明をするという段階を踏みまして、最後まで熱意をもつて話し合いを續けて参つたわけでございますが、遺憾ながら、最終的にも了解に達し得ず、当日は管理者を配置いたしました。切りかえの措置だけを管理者で断行した次第でございます。

○久保等君 最近行なわれたそういう切りかえは、すべてそういう形になつておるのですか。

○説明員(秋草篤二君) 最近行なわれましたと申しましたが、御案内のように、昨年の十一月十七日ですか、東京——名古屋、この点も、先般の東京——大阪間のように、全員管理者をもつて切りかえるような都合ではなかつたと思つております。どの程度一般の方の協力を得たかという点も明確ではございませんが、今度の場合が一番管理者としての態勢を整えて手配した次第であります。

○久保等君 そういう状態は、私に、非常に遺憾な状態だし、異常な状態だと思つておられるが、しかも、小さな……と云つちや語弊がありますけれども、その他、いろいろ切りかえをやられた時期が、この二月の下旬にも若干あるんじゃないですか。そういうことで、非常に年度末ではあるし、加えて、五カ年計画をますます拡大していこうというので、明年度から思い切つた拡充計画なども発表しておられるわけなんです。そういう状態の中で、そつちへ向いておられるという形では、全電連の労働組合を何といつても扱つたような形に、私は今日まで進んでおるとおるのですが、話し合いをされて

おられるという話なんですけれども、だんだんと具体的には団体交渉の内容が進展しつつあるのですか、どうなんですか。

○説明員(秋草篤二君) あるいは御案内と思いますが、組合からは、昨年の暮に十九項目のいろいろな要求が出ております。この内容は、もちろん給与関係もございしますが、非常に大きな性格として、全国自即に伴う要求としての申し入れがあるわけでござい

ます。その間、団体交渉もやりまして、暮れの約束では、組合側の意見も十分聞いて検討しようという妥結に達して、その後、これに伴って、組合の意見を、計画を中心として、きわめて熱心に聴取して参ったわけでござい

ますが、特に何区間、何区間という場合の要求というものはないわけでございまして、非常に全国的な、大きな全国的自即化全般に伴う基本的な考え方とか、基本的な取り扱い方とか、あるいはそれに派生するところの諸種の要求に属するものもございします。そういうものが入っておりますので、それががらめて個々の具体的自即実施にひっかかる、こういうことでござい

ました。したがって、この問題を全般的に一律に解決するということは、なかなか私どもの立場としますと応じ切れないものもありません。ただ、自即の問題全体について組合側の意向を十分に聞いて、そして納得していただくというほかには、今のところ方法もなからうと思ひます。そこで、労働問題でござい

ます。

○久保等君 まあ、今までのことについてとやかく言ってみても始まらないと思うのですが、私は特に、いよいよ四月から始めようとしている第三次五

○説明員(米沢滋君) 今後のいろいろな計画等につきまして、十分公社側として組合に説明いたしますし、また、組合側からいろいろな意見があらま

りまして、これを十分聞いていきたいと思っております。したがって、従来、たしか東京と名古屋を自動即時にいたしましたときは、組合側と話が

○久保等君 まず、三次五カ年計画の計画の内容そのもの、これについては、私どもも社会党という立場で、これはまた郵政当局なり電電公社当局にも十分

も積極的に御協力を随いたたいと思は思っております。その問題は、その問題として、一応このところは別として、この前の三十五年の、例の第二次五カ

○説明員(米沢滋君) われわれといたしまして、何といえますか、今先生の言われました御趣旨は十分尊重してい

○説明員(秋草篤二君) この問題も、非常に組合としますと大きな柱として

○久保等君 これは具体的な例で申し上げます。抽象的ではおわかりにくい

○久保等君 時間短縮の問題をたまたま取り上げましたから申し上げますが、電電公社でやっておられる仕事で

○説明員(秋草篤二君) この問題も、非常に組合としますと大きな柱として

○久保等君 これは具体的な例で申し上げます。抽象的ではおわかりにくい

○説明員(秋草篤二君) この問題も、非常に組合としますと大きな柱として

○久保等君 時間短縮の問題をたまたま取り上げましたから申し上げますが、電電公社でやっておられる仕事で

○説明員(秋草篤二君) この問題も、非常に組合としますと大きな柱として

○久保等君 これは具体的な例で申し上げます。抽象的ではおわかりにくい

○説明員(秋草篤二君) この問題も、非常に組合としますと大きな柱として

ていつてもらいたい。それから最近の趨勢は、最近の新聞でも報道されているように、三菱電機あたりでも、隔週ごとに土曜日を休みにしたというふうなことで、いろいろ積極的な経営をやつていくところでは、時間短縮の問題を突進しておられるところも現実に出てきておられるような状態なんです。

まあ時間短縮の問題については、ILO条約の問題なども、これが通過をして、ILO条約の勧告が世界的になされるというふうな状態にまでなつてきている世界的な背景もあるのですから、こういう問題は、電信電話事業等の公社では、私は、一番何といひますか、先達的な立場で解決を考えていかれる条件にあるのじゃないかと思うのです。しかし、その問題についても、何か秋草さんの今の御答弁で、原則的には賛成だという御答弁ですから、真剣に取り組んでおられると思うのですが、何か、剛交の中でも具体的にそういったようなことの話が進展をしているのですか。

○説明員(秋草篤二君) 具体的に進行と申しますと、この前あるいは前回組合と覚書をかかわした以上には、具体的なものを組合に話している段階にはなつておらぬわけです。今後引き続き検討努力するという気持でおります。

○久保等君 非常に抽象的な御答弁しかいたないので残念です、まあ抽象的な話の押し問答をしておつても仕方がないのですが、いずれにしても、四月の一日から第三次五年計画をやるうというときにあつて、当面いろいろこまかい問題もたくさんあるでしょう。あるでしょうが、大筋になる問題については、何とか早急に話をつけ

て、先ほども申し上げましたように、異常の状態を正常の状態に戻そうというお気持はあるのですか。

○説明員(秋草篤二君) もちろん、あらゆる機会をとらえ、私どもは、現在まあ異常の状態と申していかどうかわかりませんが、正常な状態に戻して、組合に協力を得たいという気持には変わりないのであります。あるらゆる機会をとらえて説明なり、あるいは話し合つて、少しでも計画の遂行に協力を得るといふ努力はいたして行つつもりでございます。

○久保等君 そういう原則論、抽象論はお聞きしなくても大体想像つくのですが、ただ、だから具体的な提案をしていって話を進めていこうというお気持があるのですか、ないのでですか。これも抽象的な御質問で、よくおわかりにならぬと思うのですが、しかし、ただそういう気持を言い合つていっているのじゃなくて、具体的に、先ほど申し上げた例はまあ一例ですから、時間短縮の問題だけを取り上げてどうこう言っているわけじゃない。たとえ、時間短縮なら時間短縮について、どういった問題についてどうするといった、何か具体案をお持ちになつて話をされようというお考えなんですか。あらゆる機会をとらえて、ただ話をしているという程度だけの誠意を持つてやろうという程度でいいですか。

○説明員(秋草篤二君) まことに、具体的にどういふ提案ということも、団体交渉の今後のあり方その他にも触れますので、むずかしいことではございませんけれども、この問題は、やはり組合としますと、大きくはやはり待遇の問題、つまり給与の問題、時間の問

題、要員の問題、いろいろふうな、派生してそれ集結するところの諸問題なり、あるいは政策、計画というふうなものもたくさん申し入れて参つておられますが、要約すれば、究極的には給与の問題、時間の問題、それから人間の数、あるいは人間の配転なり、要員の措置というふうな問題に尽きるところでございます。この問題については、一つは、大きく先般新聞紙上にもありましたように、給与の問題では一つの山場がございまして、私ども調停に持ち込んでおるわけであります。それから要員につきましても、できるだけ従業員に過重な負担をかけないように、計画面で二年間あの手この手で、できるだけ影響力の少ないような数を出すような計画にかなり直したつもりで、また、これに伴つて多少まだ直すべきところがあれば少しもそういうものを軽減するといふような努力はしているつもりでございますが、一方、需要その他の関係で、あまりこれをまた直すといふことも不可能な点もございまして。

時間短縮の点は、御答弁申し上げた程度であります。まあ一口に申して、これをすぐ具体的に申しまして、非常に大きな経営の基盤に関するものであり、また労働組合からしましても、大きなたくさん問題を掲げておられますので、徐々に少しでも可能なものはやつていくということと了解を得なければならぬといふように思つておる次第でございます。

○久保等君 どうも理解のできるような積極的な御説明がないのですが、たとえば、賃金問題にしましても、この間うちいろいろ見ておつて、私も非常

に不思議に思うことは、金額を幾らにするにしないは別として、第三者機関にかけようということにした場合、どの程度早期に問題を解決しようとする一体御意思があるのかないのか。調停機関に持ち込まれたというものは、どういふ御趣旨なんです。

○説明員(秋草篤二君) もちろん、仲裁に持ち込んだ前例もありませんが、順序としましては、調停にお諮りをし、この紛争というものを早く解決して、もう一つは、この法の順序であり、またそのあとでそういう機関に諮る機会もあるということから調停のほうに出しました。

○久保等君 調停に持ち込んだほうが、仲裁に持ち込むよりは、時間的にどういふことになりませうか、早くなるという見通しはありますか。仲裁で片づけるよりも調停に持ち込んでいったほうが早いと判断して調停に持ち込まれたのですか。

○説明員(秋草篤二君) 仲裁に持つていけば早いとは必ずしも申せないわけでありまして、順序として調停に持つていくのが順序であろうといふふうな判断して持ち込んだのであります。

○久保等君 そういうことを一つとらえてみても、私はだから非常に不可解なんです。なぜ一体、調停に持ち込んで、さらにまた調停でまともなかつたら仲裁に持ち込むといふような経過をたどつて問題を解決しようとするのか、なぜ仲裁で。しかも、労働組合のほうの意見を聞いてみると、むしろ仲裁に持ち込みたいのだといふような意向を逆に公社のほうに提案したといふ話を聞いているのですが、これは全く労働組合のほう早く片づけて何

とか正常化しようという努力が払われておると思う。公社はのんびり春日選々として、とにかく順序を踏んでなどというの、これは時宜に過ぎない態度だと思つて、それから金額の問題自体について、いろいろ他に影響が大きいから簡単には出し切れない、それならそれで第三者機関に持ち込んで早く解決しよう、ほかはどうであつても、電電公社の場合には当面第三次五年計画を控えておるのだから、この際ひとつ早期に解決しようという意欲と努力がなぜ払えないのですか。

○説明員(秋草篤二君) 調停に持ち込みましたも、私も決してこれを遅延する意図はございませんで、全力をあげて調停に解決をお願いするつもりでございます。

○久保等君 それも、お座りの答弁としては答弁になつていられるかどうか知らぬのですが、しかし調停は、御存じのように、何らの拘束力がない。したがつて、労働組合がその事情聴取に応じようと応じまいと、これも関係ない、自由だ。出された調停案に服すると服すまいと、これも自由だといふことになつて、問題の早期解決になるとお考えになりますか。団体交渉を少なくともやられておるならば、調停に持ち込んだ場合に組合がどういふ態度をとるかといふようなことも、これは調停にかけなくてもよく事情を御存じだと思つて、そうだとすれば、なぜ、調停機関というふうなところに持ち込んで、さらに将来は仲裁裁定といふような迂遠な方法をとらなければならぬのですか。

○説明員(秋草篤二君) 調停に持ち込まれたら、これは労働組合が指図したかどうか知らないけれども、

と、先ほども申し上げましたように、異常の状態を正常の状態に戻そうというお気持はあるのですか。

今の内閣自体がもしそういう態度をとっているとするれば、私はきわめて無誠意きわまるものと思う。だけれども、政府当局自体の問題は別に、先ほど来申し上げておるような、重要な第三次五カ年計画というようなことを控えておるとするならば、仲裁へ持ち込むくらいは英断、英断でもないのですが、そんなことは労使双方でやれることなんでしょうから、なぜその方法をこそれは電電公社独自としてやれないのですか。その調停に持ち込まれた理由そのものが、私どもには、今お聞きしただけでは少なくとも了解できない。了解できないと同時に、むしろ、従来の経過からいっても、経験に徴しても、事を早期に解決しようというので、むしろ労働組合のほうでも少し話し合いたいという事情があつても、逆に仲裁裁定に持ち込んで早く解決をしたということは、去年あたりも、おとしあたりも、あつたことなんでしょうけれども、ことしは、ことさらに、何か組合のほうで反対する事を調停機関に持ち込んでいくというようなことになつてくると、私は第三者の立場で眺めておつても、どうもものんびりやつて、ぼつぼつそれぞれの機関を経てやつていこうという考え方で、一向に時間的に早期に解決しようという熱意がないというふうにし判断できないのです。

この点、総裁、どうお考えになりますか。私の申し上げていることが理不尽なようにお聞きになりますか。

○説明員(大橋八郎君) これは、あるいは見解の相違になるかもしれませんが、私どもの考えておることは、現在の公共企業体等の労働法規の精神は、

まず団交をやる、団交で片づかなかつた場合には、次に調停という段階がある、調停でなおうまくいかなければ、最後には仲裁に持ち込んで最後の決定をする、こういうのが現在の法規の建前だと私は考えております。したがつて、これが最も慎重に、円満に労働問題を解決するルールであると私は考えておりました、ある特殊な場合には、一躍してすぐ職権によつて仲裁にかけられる場合もあるようであります。あるいは両方の合意によつて、その調停という段階を飛び越して、すぐ仲裁にかけるといふこともありますけれども、それはむしろ例外の場合であつて、一応の原則としては、三段の手順を踏むのが現在の法規の建前だと私も考えておりますので、私どもそのルールに従つただけのことです。

○久保等君 法制局長官の法律解釈は、総裁の今言われたようなことを答弁されると思うのですが、総裁という立場で、おおよその事態を考えたときに、仲裁裁定に持ち込むことについては、労働組合側のほうはもちろん賛意を表しているという状態であるならば、公社側のほうでそれに承諾をし、了解をするならば、一躍仲裁機関にかけて裁定を求められるという、きわめて短距離で、能率的に事を処理する、しかもこれについては労使双方を拘束するようになつてしまつておるので、非常に決着を早くつけ得る。片方の調停機関については、それも両方が賛成しているというなら、両方が納得したというなら、多少時間がかかるとは言ひませんが、第三者がややく言うべき筋合いじゃないですけれども、片方がいやだと言つておるのに、一方だけが調停機関にかけてやるというところが、要するに、じんぜん日を送るような結果にしかならぬといふことは、情勢判断からしてはつきりしていると思う。そういう状態の中で、なぜあえてそういう調停機関に持ち込んだのか。いつごろまでにそれならば解決をさせようとするお見通しを持っておられるんですか。

○説明員(大橋八郎君) それは、調停機関がどういふふうにお扱いになりますか、そのときの情勢によつて、いつまでに必ず片づくといふことは、私どもちよつと予想いたしかねます。

○久保等君 第三者機関の調停なり仲裁を仰ぐといふことになれば、第三者機関のほうでいつまでにやってくれといふのもお聞きしたいといわれれば、それはそれとお知りだけでも、それならばそれで、なおさらまかせたからにひとつ考えてもらつたといふことであるならば、二つかけるほうが、一つかけるよりも時間がかかることだけははつきりしていますね。

○説明員(大橋八郎君) もし、ほかの条件が同じであれば、お説のとおりであります。しかし、とにかく現在の法制の建前は、私の申し上げましたような順序を踏むのが私はルールであると考えておりました、何か特殊の、少し差し急いで、ぜひぜひという特殊の關係のない限りは、この原則に従つて、三段の手続を踏むのが、私どもは、現在の法の精神だと、かように考えております。

な状態とは思っていない、順序を踏んでとにかくやっておればいいという御答弁なんです。

○説明員(大橋八郎君) 三段のなにを踏んだからといって、そう長くかかることもないだろう、今までの経験に徴しましても、私どもは、特に順序を飛び越えて、仲裁へすぐ一躍申し込むほどには急迫しているとは考えておりません。

○久保等君 そうすると、そう長くかかると思われぬというんですか、おおよその見当は描いておると思ふんです。だから、調停機関に何月何日まで調停してくれといふようなことは、これは言えないけれども、希望を持たれることは当然なことです。また、向こう側のほうで、いつごろまでに結論を出してもらいたいと思ふかといふようなことは、当然聞かれると思ふんです。その際、総裁としては、電電公社として、何日ごろくらいまでにひとつ結論を出してもらいたいという御要望をしておられると思ふんです。その要望はいつごろなんですか。

○説明員(大橋八郎君) まだその日どりのことは、十分いつまでということはお考えておりません。

○久保等君 そうなつてくると、この紛争問題になると、賃金問題の扱ひ方一つについても、どうも私には、先ほどの答弁、それからまた今までの経過というものは、非常に了解に苦しむざるを得ない。何か月並みの、ルールが調停機関から仲裁機関となつておるから、そういう手続を踏んでおるのだといふようなゆうちようなことで、第三次五カ年計画というものもその程度に理解してよろしいんですか。とにかく

く大したことはないのだ、普通のノーマルの事業状態と同じなんで、そうあつておることはないんだ、紛争問題にしても。しかも、この賃金問題に対する扱ひ方の問題は、第三次五カ年計画がある、なほは別問題として、考えなければならぬごく基本的な初歩的な問題だ。そういう賃金問題にしても、初歩的という誤解があるかもしれないが、どこにも共通したような問題。したがつて、こういう問題こそ、きばきと片づけていかなければならない問題だと思ふのですが、そういう問題についてさえ、できるだけ定められた順序を踏んで、しかもそれが最も時間がかかると思われぬ順序を踏んでやつていっていいのだというふうにお考えで、今日の事態に対処できるとお考えなんですか。

○説明員(大橋八郎君) 私ども、決してこれを遷延することを希望しては居るわけでは毛頭ございません。できるだけ早く片づくことは、むしろ私どもも望ましいこととお考えております。したがつて、調停の段階においても、仲裁裁定の段階においても、事情の許す限り早く調停ができ、もしくは裁定ができることは希望いたします。が、さりとて、やはりそれぞれ十分調査の時間も必要でしょうから、やむを得ない時間だけは、手続だけは時間がかかると思ひます。しかし、その範囲内においては、できるだけ早く解決することはむしろ望ましいとお考えております。

○久保等君 実際取り運んでおる事象と、総裁のできるだけ早くと言われることが全然一致していないのです。したがつて、私は賃金問題に対する扱

い方についても十分に反省をすべき問題だと思ふのです。なぜ一体仲裁に持ち込めないのか。早期に解決しようという労働組合側の意向に対して、逆に引き延ばし戦術に出ているようにしか考えられないような調停機関に持ち込んで、さらにまた仲裁機関、というような扱い方の点についても、私は全く理解できません。しかし、その問題についても、すでに今日調停手続をとってしまったあとの問題ですから、その問題については議論をしてみても始まらないと思ふので、さっきの問題に戻しますが、そういう今日一般的に賃上げの問題は、電電公社のみならず、他の公労協関係、あるいは民間でも出ておる問題ですから、その問題は問題として私はおいて、その他のほうからお話のあった、いろいろ団体交渉を進めておるのだという問題なんです、これもただ、あらゆる機会をとらえてと言っておられるけれども、明年度から始まる計画、それを前にして、やはり年度内に何とか片づけようという御意思はあるのですか、ないのですか。

○説明員(秋草篤二君) もちろん、一刻も早く円満なる了解に達して、この問題の全般が片づけば、最も私どもは望ましいと思つて、第三次五カ年計画は非常に安定した気持で明朗な気持でやれることはもちろんでございます。しかし、私どもの事業も非常に大きな基本計画でございますが、組合のほうの御要求というものも非常に大きな基本的な問題でございます、これを短時に根本的に一挙に解決するということは相当困難なことだと存するので

あります。したがって、話し合つてできるだけ直せるものは直しますけれども、希望を持つということについては間違いないでございますが、これを必ず年度内に片づけるという確信は、なかなか今ここで申し上げることは困難かと思つております。

○久保等君 私、何かから全部ひくるめて、年度内ないしは早急に解決すべきじゃないかというようにことを一解決すべきですが、できるとは思わないのです。そこで、問題を、相当長期に話をしながら片づけていかなければならぬと思われるもの、それから短期に片づけようと思えば片づけられないこともないもの、そういったようにある程度区分けをして、当面ひとつこの問題から取り組んで片づけていこうじゃないかというように話は進めておられないのですか。何もかも全部ひくるめて、とにかく話をしている、したがって、一つ一つの問題についてはあまり深く話し合ひをしないで、上つつらをなで、どれもこれもみんな解決しない、そしてあらゆる機会を通じて今後も話し合ひていきたいというような御計画か、いわば問題の処理の仕方について御意に臨んでおられるのですか。

○説明員(秋草篤二君) もちろん、過去におきます団体交渉におきまして、先生も御案内と思ひますが、要求というものが百パーセント完全無欠に解決するということはなかなかあり得ないことでございます、その間にいて、組合側においても、一部分なりとも多少満足な点に達すれば、その期限におきましては納得して一応あとの問題にこれを繰り越して、またあとに

譲るといふ態度をとっておるわけでございます。ですから、まあたくさんのお金を、この問題は、この問題、この問題は、この問題として、みな計画を立てて順をきめるといふようなわけには参りませぬけれども、明らかにその間多少話し合ひのつくものも見出し得るのではないかと、全般をなかなか一気に解決するということは、あまりスケールも大きいし、また時間もかかる問題が多いのじゃないかと、こういうふうにして思つております。

○久保等君 私、先ほど申し上げたように、全部何もかも一挙に解決というふうなことは言うべくして不可能だと思ふのです。ですから、そういう形でぜひ話を進めろというのを申し上げておるのじゃない。できるものから、一つでも二つでも具体的に片づけていくという態度で、しかも、できれば何と四月に入る前に、従来もまあどの程度やってこられたか知りませんが、精力的にひとつこの三月なら三月一ぱいには当面片づけられると思われ、これは、とにかく若干の無理はあつても、これはスムーズに、痛くもかゆくも何もなくやれるようなことは、やつたうちに入らない、やはりいろいろと立場上問題は若干ある場合が多いと思ふのです。しかも問題は、今のよ

うな状態を早く正常な状態にするためには、少なくとも総裁の権限でやり得る範囲内については、私はフルに権能を生かしてやっていくという積極的な取り組み方をぜひ願わなければ問題の進展にはならぬのです。

先ほどちょっと申し上げました調停機関の問題、これなんかも、総裁のほうから、ただ何か法律的な解釈論みた

いな答弁をされておられますけれども、問題をほんとうに真剣に解決しようという熱意があるならば、何がゆえに調停機関にかけ、また仲裁に持ち込んでいくというふうな方法をとるのか、これは国民の立場からいって不可解だと思ふのです。労働組合のほうも早く片づけようといっているのに、どうも当局のほうは、できるだけ引き延ばしてやれというようにしかとれぬのですよ、どう考えても、そういうところに、特に電電公社がそういう態度をとったことを私は非常に不可解に思つておる。だから、今答弁されたことも、私の申し上げたいことは、具体的問題で片づけ得るものをどんどん片づけていく、相当時間をかけないという問題については時間もかかることはやむを得ないと思ひますが、何もかもひくるめて片づけたらということでは、ぜんぜん送っておるのでは、ちょっと問題じゃないか。特に明年度からの新しい大規模の計画をこの際進めようというのですから、多少そういった思い切つた私は態度をとるべきじゃないかと思ふのです。ただ単に、従来の態度を継続的にやっていると、従来の態度を変えて、思い切つたという手を打とうという御意思があるのですか、ないのですか、従来のような態度を相変わらず続けていきたいということなんです、どうですか。特にこの際私は、参議院のほうにばつばつ明年度予算がかかってくる、この際承わつておきたい。われわれとしても今後の国会の運営上の参考にも

したいと思ひますから。できるだけ早く解決するために努力することは、もちろん私も考えております。しかしながら、なかなか先ほどからお尋ねがありましたとおり、残つておる問題は非常に重大なむずかしい問題がたくさんありますので、直ちに御示しのように三月一ぱいとか、あるいはそれよりも早くということをお寄せられても、この際大丈夫でございます、これは私も申し上げかねるのであります。できるだけ努力いたしますことはもちろん努力いたすつもりでございます。

○久保等君 くだいようですが、総裁、まあ私も申し上げておるのも、具体的に、何の問題、何の問題についてどうしなさい、どうすべきじゃないか、ということをおし上げておられるわけじゃない。それからすべての問題について、この際一挙に片づけようという話をしているわけでもない。ですから、多数出ておる問題の中で、多少の無理はあつても、とにかく比較的極微というか、比較的やりやすいと思われ、ひとつ方針がある程度弾力性を持つて対処せられて、片づけていくというふうな決意を新たにしてみらえるものですか、もたないものですか、という質問なんです。

○説明員(大橋八郎君) 抽象的に言え、ただいまお説のとおりやり方であり、心まがえてやっておるつもりなんです。ただ、そううまく問題の解決がそこまで達するかどうかということをやります、ここ、大丈夫これだけのことをやります、しかしながら、心がまえは

○説明員(大橋八郎君) 抽象的に言え、ただいまお説のとおりやり方であり、心まがえてやっておるつもりなんです。ただ、そううまく問題の解決がそこまで達するかどうかということをやります、ここ、大丈夫これだけのことをやります、しかしながら、心がまえは

お説のとおりのような、解決し得るものはできるだけ早く解決したいという、こういう心持ちでやっておることだけは申し上げておきます。

○久保等君 それじゃ、総裁の今の御答弁も、私あまり了解できないのですが、答弁はおきたいと思うのですが、やはり時間はたつておるので、時は流れているのですから、そういうタイミングをとらえて問題を解決するという考え方の上に立っていただく必要があるのです。

これからのいろいろ参議院の予算委員会においても御答弁を願うことになると思うのですが、第三次五カ年計画の問題、思い切つてひとつ第三次は、さらに第一次、第二次を合わせた以上の拡充計画をやろうというような腹がまえで取り組もうとするならば、やはりそれに相応した私は労務対策というものを立てられてしかるべきものだと思います。そのことについては、参議院にしろ、衆議院にしろ、与野党を通じて、もうすでに三年も前から、それ以前から、電電公社というものは非常に需要が年々歳々ふえているから、それに見合ったような待遇改善をしてやっつてよろしい、むしろやるべきだというようなことを、いわばお墨つきを電電公社の総裁に差上げた形になっているのです。だから、そういう意味合いで、今までいろいろ良識的に団体交渉にも応じてやっつてこられたのだと思えますけれども、時期が非常に切迫しているのですから、この際ひとつ思い切つて片づけるといふ決意を新たにしたいと思つておられるのです。決意を新たにしたいと思つておられる。そのことを私

は特に強調をしておきたいと思う。以上申し上げて、私はきょうのこの質問については終わります。

○鈴木強君 今、久保委員からの問題で、私もちょっと関連して総裁にお尋ねしたいのですが、第三次五カ年計画については、もう一度私はあらためて質問します。おそらく、この計画を遂行するためには、電通の職員の総決起、総動員が必要であらうと私は思います。そういう態勢がない限りにおいては、この第三次五カ年計画というものは、はたして皆さんの策定したとおりにいくかどうか、私は非常に疑問を持ちます。総裁はこのことは幾たびかここで認められているはずで、今お話を聞きますと、どうも、第三次に入り四月になつても労使間の正常化ということが望めないような状態にあることを、私は非常に遺憾に思つておられる。はたしてならば、もう少し具体的に、労使の間において解決すべきものと、長期計画の中で解決すべきものとの選別をして、そして一日も早く正常化の方向に持つていく努力をせぬと、私は計画倒れになつてしまつて思つておられる。やっつてみなければわからぬ、これはそうでしょう。しかし、少なくとも、もっと積極的に従業員全体の協力が得られるように、全電通という労働組合の支援を得られるような態勢を作るといふことは、私は至上命令だと思つておられる。そういう意味において第三次をやりたいならば、そういう態勢を作らなければならぬ。そういう意味において、私は公社の労務政策全体についても、もっと真剣にやっつてもらいたいし、公社の全管理者の皆様を総動員して、そういう態勢を作ること

私は専念すべきだと思つておられる。そうでないと、総裁のいわれたような形にははしかくいきませんよ。その点、私はもう一回総裁に伺つておきたいのです。

○説明員(大橋八郎君) 労働問題は、いつも私申し上げるように、私どもとしては最も重大な関心を持つて取り扱つておる事柄であります。あらゆる機会に私ども誠意を持ってこれが解決に当たつて今まで来たつもりであり、ただ、私どもの力が足りないために、なかなか御満足のごくような解決を得ない場合が多いのでありますけれども、今後といえども、微力を尽くしてこの点には努力するつもりでございます。

○鈴木強君 第一次から第二次まで、すでに十年間計画を進めて参りました。その間、もちろん労使間において幾多激しい闘争もあつたでしょう。しかし、そういう問題を短期間にできるだけ解決して、それぞれの任務につくような態勢をとつてきたはずで、ですから、ほんとうの労働問題というのを、ただ形式的に法規を解釈するといふような形でやっつてしまつてしまつておられる。そういう現実を即したような実態の中で解決していただければ、私は協力してもらえらると思つておられる。現に、超過勤務拒否を、三百六十五日、かりに五年間やつたとしたら、どういふことになると思つておられるか、そんなことがあつたら、私はたいへんなことだと思つておられる。ですから、まあ過去の尊い体験を持つておられるのですから、そういう体験を生かされて、送別等についても十分していただけて、長期計画の中だけでもやるもの、できるもの、はたしてだけ話し合つて、妥協するところは

妥協してもらつて、そして態勢を作ることが私は絶対必要だと思つておられる。この点は、労働運動は労使間の自主的団体交渉に待つておられて、私はこれ以上、郵政大臣もいらつしやるので、大臣にどういふことかといふことは言いません。ただ、この委員会でも言われておられるように、やはり電電公社の今置かれておられる立場も私は一面考へてやらなければならぬと思つておられる。準禁治産者的な立場において団体交渉してみたいことは、これは事実です。ですから、私はあなたにも質問したいのだけれども、法律案等についても、どういふふうになつておられるのか、私は十九日の委員会でもたしか質問をして、その後答弁してもらつたようにおられるのだけれども、一つもあなたの方から答弁してくれないからわかりませんのですけれども、いづれにしても、こういう点に對して、郵政行政を担当する大臣として、むろん労使間の問題についても、干渉はしてもらつては困るけれども、いい意味における指導はして、解決できるようないふも態勢をしておきたいです。そして、電電公社の紛争状態を一日も早く脱却して、正常に戻るようにはお願いしたいと思つておられる。私は、総裁の御苦勞を認めますけれども、率直に皆さんの御苦勞を認めますけれども、なおかつ、われわれが見ておつて、全電通との労働問題に對する処理の仕方が私は必ずしも適切でないと思つておられる。そういう点をもっと私に強してもらいたいと思つておられる。これはまあ、久保さんじゃないけれども、意見として言つておきます。

それから大臣に、関連して伺いたいので、すけれども、この前第三次五カ年計画を遂行しますと、相当に人が余る。その余る人に対して、何か特別の給付金を支給するというような法律案をあなたに出されるという説明をされましたね。その後伺いましたが、あまいこととして全然見当がつかない。だから私は、十分にいきさつを調べて回答してもらいたいといふことを、議事録に残つておられるはずで、だけれども、一向に回答がないのです。だけれども、それは一体どういふ見通しですか。今の段階においては、この国会に出せるのですか、出せないのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) その問題につきましては、今大蔵省と事務的折衝でありまして、われわれといたしましては、ぜひ出したと思つておられるわけでございます。今事務的に折衝中でございます。

○鈴木強君 もうあしたからは三月に入ります。で、事務的に折衝をしているといふことも、どういふのですか、これは言うことをはばかるのですか。おおよそいつごろ出されますか。出せられませんか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 実は、私のほうも急いでいるわけでございます。折衝は重ねつたところがございますけれども、まだ妥結に至らないといふのが事実で、まことにどうも遺憾でございます。

○鈴木強君 一体どこが問題なんですか。そのどこが一体一番進行を阻害しているのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 事務的に今大蔵省と折衝しておりますが、大蔵

省のほうになかなか同意してくれませ
んのので、それで難航しているというこ
とです。

○鈴木強君 今のところとしては見通
しが無いということですね。そういう
ことです。

○国務大臣(小沢久太郎君) まあせつ
かく折衝中ということになります。

○鈴木強君 もう少し、この問題につ
いてはひとつ状況を早目に知らせては
いただけないでしょうか、大体的に見通
しを。委員会のつどということもでき
ませんけれども、ひとつ大体的の見通し
を知らせていただくようなわけにいか
ないでしょうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 実は私の
ほうも、まあだんだんと日にちが切迫い
たしましたので、早く解決するために
努力しておりますけれども、今ここで
いつごろまでということは、どうもま
だ申しかねる段階でございます。私
のほうとしては急いでやりたい、そう
いうふうには思っている次第でござい
ます。

○鈴木強君 それから総裁にこの席で
お尋ねしたいのですけれども、実は昨
日、私も社会党のほうから総裁に対
して一党が策定をいたしました電電
公社第三次五年計画の対案とも申す
べきものを作りまして、その中から、
きょうこの委員会にも公社法の抜本的
改正については提案をいたしました
が、そのことで総裁にお会いするよう
にたしか手配がしてあったと思うので
す。たまたま電通の労働組合の諸君
も、たいへん合理化によって職員の方
にしろ寄せがくる、したがって、ひ
とつ私たちのことも考えて第三次五
年計画をやってほしいという陳情

を院内でやっております。官房長官
も郵政大臣もお会い下さいました。そ
れから衆議の委員長、理事の皆さんも
気持ちよく会って意見を聞いていただき
まして、まことに感謝いたしております。
す。たまたま総裁にお会いしようと
思ったのですが、私も衆議院の第一委
員室のほうへ行っておたのですけれ
ども、どういう行き違いでしたか、と
うとう総裁にわれわれの党からの申し
出もやれなかつたし、たまたま来て
おた組合員の諸君も、せっかくなら
が国会へ来ているのだから、明けで眠
いのに来ておつて、ほんとうなら公社
に行くべきでしようけれども、まあ来
たついでに、ひとつ廊下のところでも
いいのだからお会いしたい、こういう
まことにもっともなお話でもあったの
で、われわれもぜひ会っていただきた
い、こう思っておつたわけですが、と
うとうその機会を逸してしまつたわけ
ですがね。これは総裁、お聞きになつ
ていたのでしょうか。

○説明員(大橋八郎君) 私は、一昨日
でありましたか、鈴木先生の紹介で、
若干名の交換手の方が院内で花束を贈
ると同時に、何か陳情したいという話
は承りました。そこで私は、花束をい
ただくということは私としては望まし
くないので、それはひとつお断りしよ
う。ことに、院内でそういう多数の人
と、何かしらぬが陳情を受けるとい
うことになりますと、今後私にはなほ
だ望ましくないことと思つたので、
できるならば私は院内でお会いす
ることは避けたいと、今後は私にはな
ほの原宿にある別館においてお会い
するならば、若干名の人は、あまり
そう多数の人でも困りますけれども、

まあ穏やかな人数の人ならば、会つて
もよからうというところは実は申し上げ
ておいたのです。それに対しては、ま
じやそうしようという話もなく、その
ままになっておつたような次第でござ
います。

○鈴木強君 そちらは、ここで手続が
どうかかこうとかなんてことは言いま
せんけれども、総裁も少しかたくなな
気持を持っているんじゃないですか
な。花束をもらう必要はないとつた
て、人の好意でやることを、あんなぎ
れいな花束をやるというのに……。大
臣は喜んでもらつて部屋に飾つてあ
る。私ももらつて部屋に飾つてあ
るけれども、みんないい花だ、きれい
だと言っている。(笑)自分の親に子供
が花束をやるというのに、花束をも
らう必要はないなんて、そんなことは
少しかたくなな考え方と思つますけ
れども、あなたの性格で、そういうこと
であればもらえないといつたらそれま
でですけれども、これは総裁として一
つの愛情の点で欠けているんじゃない
かな。

それからルールの点は、われわれが
中へ入つて、少なくともごあつせんす
る場合には、そういう失礼なこととは
ないはずで。しかも、それを前例と
して将来何でもかんでも総裁との話し
合いを院内でやるなんというとも考
えておりません。われわれは、全国民
を代表して国会へ来てるんですから、
そういう者があつせんをして、会いた
いというときには、どういう方でも
会つてくれますよ、これは。ですが
ら、そこは少し、連絡がどうかと
いうけれども、そういうことじゃ済ま
ぬのであつて、やはり現にあそこに来

ておつたんですから、もう少しそうい
う点は愛情を持って私は今後やつても
らいたいと思つます。結局、私は、そ
んなものを例にして、あなたにもう一
回会えなんというふうな筋合いじゃな
いんですから、われわれを信用しても
らえるなら、ひとつ総裁に会つてもら
いたいというときくらいには、廊下の
片すみくらいで会つてもらふのに何が
はばかるかところがありますか。

○説明員(大橋八郎君) 花束は、その
必要なしと申し上げたわけではないの
で、私が望ましくないというのを申
上げた、私の望まないところである
ということを申し上げたわけでありま
す。必要があるかないか、私存じませ
んけれども、私は自分の心持としては
望ましくないといふことを申し上げた
わけでありま。

それから交換手は、実は私も同
僚でありますから、わざわざ院内まで
来てお目にかかる必要もないのじゃな
いか、それはどうか適当な、お目にか
かるところは院外で私はいつでもお目
にかかたほうがいよいよじゃないか、
かように考へて私は申し上げたのであ
ります。

○鈴木強君 まあ、これ以上言いませ
んが、わざわざ来たんじゃないんです
よ。院内にずっと来ておつたので、た
またまた来たからあなたに会つてもら
たいので、そこがちょっと認識が違
う。ちよつと補佐する人ももう少し連
絡をうまくやつてもらつて、私らが
言つたことをうまく通ずるようにして
おいて下さい。そうしないと、私らも
間に入って困る。会えると思うと会
えないで、どこかへ行つちやつて、あと
で追いかけて来て、玄関にいなという

ことでは困る。そういう点は注意して
もらいたい。
それからもう一つ、これはくどく聞
くようですけれども、データ伝送のこ
とです、新しい新規のサービスのこ
れについては、この前お尋ねしたので
すけれども、その後、法的にこの問
題が多少現在の市外専用線制度から見
て問題があるというふうな論議があつ
たのですけれども、その点は整理され
ましたか。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいま鈴
木先生の御質問の点でございますが、
データ伝送と今おっしゃいましたが、
プリンター・ホーンのことと解釈いた
しましたが……。

○鈴木強君 符号を送るので、符
号で。それをデータに会社で使おうと
いうんだな。データ伝送といつてお
ります。この間あなたのほうで新しく三
本立てにした一つの一本です。新規
サービスです。それをデータ伝送と呼
んだんです。

○政府委員(淺野賢澄君) 新しくと
おっしゃいましたのは、多分私も
考へておりますプリンター・ホーン
のことだと思つますが、これにつきま
しては、大体そういう方向で新しい制
度を作る方向で進めております。大体
手続的にもそう時間がかからないうち
にできるものだと考へております。

○鈴木強君 法的に、現在の市外専
用電話の制度と違つて、こういう新し
いものが法的に問題があるというこ
とはないわけですね。法的には疑義
がないということですね。

○政府委員(若元巖君) この間私から
御答弁申し上げましたのですが、この間
の鈴木先生のお尋ねの件だと私は了解

したわけでございますが、この間申し上げましたのは、データ伝送という新しいサービスに対する専用サービスでございまして、その使用する周波数の幅と申しますか、バンド幅、これが従来の電信専用という場合より広くなるわけでございます。そういうことで、従来の電信専用あるいは電話専用、その中間くらいのどこかの専用料金になるだろうと思いますが、どの辺が適当かということにつきまして目下検討中だと申し上げたように私は記憶しておるわけであります。

○鈴木強君 ですから、その検討中の中に、法的に疑義があるという論もあつたわけだけれども、そういうことも加えて検討しておるということですか。そうではなくて、技術的な問題として検討しておるというふうに理解していいのですか。要するに、現在の市外専用線制度というものから見て、このデータ伝送は少し法的に問題があるということなんですか、なければいいんですよ、私は。

○政府委員(岩元巖君) 私がこの間の委員会で申し上げましたのは、法的に疑義があるという点については何も申し上げなかつたように記憶しておりますが、料金の点については、どの程度が適当であるかということを検討しておりますので、結論までにはもう少し時間をいただきたいということをお願い申し上げます。

○鈴木強君 だから、岩元監理官が法的に検討する余地があるというのではなく、そういう論議が郵政省の中でやられておるということをお聞きしておりますが、そういう事実はあるかどうかということをお聞きしております。そう

いう論議はなかつたのですかね。
○政府委員(岩元巖君) データ伝送の新しいサービスに対しては別にございませぬ。

○鈴木強君 そうすると、この問題は、新しく、純専用制度としてデータ伝送をやっていく、こういう大体方針でいいわけですか。

○政府委員(淺野賢澄君) どうも私のほうは不明確な答弁をいたして申しわけございませぬが、現在おっしゃいますような点を、先ほど申し上げましたようにプリンター・ホーンと解釈しております。これもデータ伝送の一種でございます。電電公社におきまして今考えておりますのは、このプリンター・ホーンでございます。この点につきましても、おおむね新しい制度という意味においてはいいものと思っております。ただ、何分にも新しい制度でありまして、ただいまいろいろ取り混んでおります点等から若干手続がおくれておりますが、遠からずそれは固まってくると思っております。

御了承をお願いしたいと思います。
○鈴木強君 よくわかりました。それで、料金は一体どうなりますか。一般の電話の市外専用料金と同じようにやるといふことになるのですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 大体同じように考えております。

○鈴木強君 それから、この前お伺いした中でどうも私納得できない点は、今日の諸外国の専用料金の資料も電電公社からいただきましたけれども、なるほど外国から比べて専用料金が高いということも、これは言えるのですかね。日本のほうが高いということは比較して高いわけですね。しかし、皆さ

んが今度四月一日から改定しようという中に、電話のほうは大体四割近くダウンするわけですね。電信のほうは、下がる場所もあるし、上がる場所もあるという御答弁のように伺っておりますが、そうすると、現行から見て、電信電話のバランスがくずれるのじゃないですか。どうして電信を据え置きする。電話の下がることは賛成ですよ、私も。電信は上がったりがつたり、そんなばかなことはないでしょう。どうしてそんなことになったのですか。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいまその点につきましては検討中でございます。して、まだ結論は得ておりませんが、考え方としては、おっしゃいますように、専用料金につきましては、諸外国に對しましてある程度高いところに日本の専用料金はございまして、公社といたしまして、一応落ち着いて参りました現在、減額する方向へ参りたい、こういったことでもございまして、郵政省といたしまして、非常にけつこうである、こういう線、ただいまその点につきましてはいろいろ話し合っている段階であります。ただ、そのうち、電信につきましては、お説のように、ちょうど昨年改定いたしました電話と同じように、距離の取り方を要して参りました。部分的には高くなる場所も出て参りますし、また長距離につきましては安くなる、こういったところが出て参っております。したがって、その短いところにたまたま当たります利用者につきましては、料金の増額、こういったことも出て参るような結果になっております。そういった点を、今営業等両者におきま

して検討いたしております段階であります。同時に、電話料金、電信料金、なかなか両者のあり方むずかしいところでありまして、何と申しましても、電信のほうにつきましては、採算の点でいろいろ問題もございまして、電話のほうに大幅に下げるわけにいかない、その際は調整というところで、そういった部分のなごばこをみて参っているというのが実情でございます。ただ、その点につきましては、今両者におきましていろいろ検討いたしております段階でございます。

○鈴木強君 どうも私は、昨年来電電公社の料金制度について、法律で変えるべき点は法律として出していただきたいと検討いたしました。これは認可料金として大臣がおきめになる二本建の料金であるけれどもやはり、流れる思想は、基本料金は、市外電話、市外通話の利用料金、そういうものとの関連の中で考へるべきだと思つた。十字六十円という電信だつて百五十億の赤字がある。それはさておいて、これだけ先にやるということはおかしい。もっと一貫した中で料金制度を考へてもらいたい。度數制の七円だつて、市外料金だつて、考へ方によつてはもっと安くしてほしいという意見もある。百万突破したからといって大騒ぎをされている。今さら知らないのもおかしいというので、そういうござまなことをやっておる。だから、もう少し料金体系にしたつて一貫したところでもつてやつてもらいたいと思つた。われわれもこのことは審議の過程でも言いました。だから、関連があるようなことを言つたが、どうも専用料金になつてくると大臣の認可料金ですから、電電公社のほうへ聞いたら、

この前いろいろ関係者集まつてもらつて意見も聞いた。それはけつこうです。専用料金といつても、いろいろ干渉別だと思つた。ですから、制度的に定額でいくべきものもあると思つた。そういうものは制度的にする。そうでないものもあるし、一概に、専用料金だからといって画一的に考へるといふことは問題があると思つた。もう少し内容を実態論の上に立つてきめるべき問題があると思つた。これは四月からだそうですから、まだ一月もあるし、郵政大臣もひとつぜひ、昨年の電電公社の料金の決定の際のいきさつもありまして、電信料金については、先ほどおっしゃつておるうちに、今改善会議でもつて別に検討しておるわけですね。そういう中で、専用料金の分までを四月一日からやろうということですから、もう少し私は実態に合うような、納得のできるような方法でやつてもらいたいと思つた。もちろん、今まで聞いたのは、その審議過程の中の中間の報告ですから、そういう意味で私はお聞きしておきますけれども、なかなかきめ方によつてはむずかしいですから、これはひとつ十分にこの点は考へていただきたい、このうちは思つた。大臣、その点どうですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいま鈴木先生のおっしゃつたことをよく検討させていただきます。

○鈴木強君 それでは、四時になりましたから、私は資料関係で少し質問したかったのですけれども、約束の時間ですから、これで終わります。

○委員長(伊藤道君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめて

おきます。

これで散会いたします。

午後四時一分散会

昭和三十八年三月七日印刷

昭和三十八年三月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局